二　第百二十五条第二項第三十三号及び第三十八号から第四十号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに限り、第三十八号から第四十号までにあっては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十八号までに掲げる事務	（略）	（略）
三　第百二十五条第二項第三十三号及び第三十八号から第四十号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに限り、第三十八号から第四十号までにあっては国際	（略）	（略）

二　第百二十五条第二項第三十七号から第三十九号まで（第三十二号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十八号及び第三十九号にあっては監査に関するものに限り、第三十七号から第三十九号までにあっては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十八号までに掲げる事務	（略）	（略）
三　第百二十五条第二項第三十七号から第三十九号まで（第三十二号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十八号及び第三十九号にあっては監査に関するものに限り、第三十七号から第三十九号までに	（略）	（略）